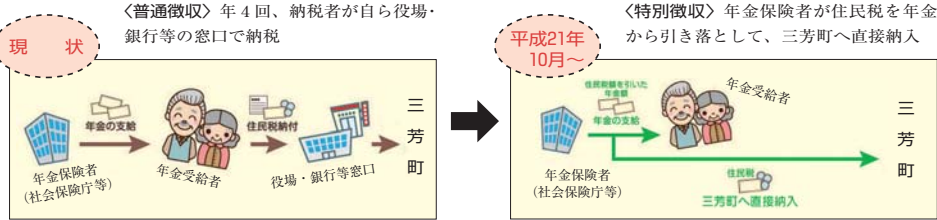


平成21年10月より 住民税の公的年金からの 引き落としが始まります

65歳以上の年金受給者で、住民税を納税されている方にお知らせです。



新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。

- ただし、以下の方については、対象となりません。
- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
 - ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

引き落としの対象となる年金とは…	老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。
引き落としされる住民税額は……	引き落としされるのは、公的年金等の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。
引き落としが中止となる場合は……	引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により役場や銀行等で納める方法）により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例) 住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

●これまでの納め方

月	納付書で納める（普通徴収）			
	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

●平成21年度の納め方

月	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

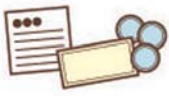
■問い合わせ 税務課（内線132～134） FAX274-1050

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただきます。

●平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし（特別徴収）					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。



町長への手紙・メール集計結果

元気になるまちづくりに向けて…あなたの声を町政に反映させます



町では、住民の皆さんから町政に関する提言を、『町長への手紙・メール』という形でいただいています。手紙の用紙は、住民課窓口、藤久保出張所、竹間沢出張所、藤久保公民館、中央公民館、竹間沢公民館、図書館に設置し、住民の皆さんに提供しています。

平成20年度にいただいた手紙は31件、メールは76件で合計107件でした。インターネットの普及により電子メールによる件数が今年はおおよそ70%超えとなり、年々増加傾向にあります。

皆さんからいただいた手紙・メールはすべて町長が目を通し、関係課と内容を検討して、町政に反映させています。提言の全てを実現することは困難ですが、実現可能な提言は速やかに実行に移したり、施策立案のヒントにさせていただきます。

問い合わせ 秘書広報室（内線311～313）

手紙による ご意見の件数		メールによる ご意見の件数	
5件	こども・保険・医療・福祉	健（検）診・予防接種・介護保険・老人福祉・施設整備など	6件
7件	都市基盤整備	公園の整備・遊具・道路管理・みどりの保全など	15件
2件	業務改善	業務の改善・窓口の対応など	6件
2件	政策	政策・広報広聴・ホームページなど	7件
1件	環境問題	ゴミ問題・ベットの飼ひ方・騒音など	6件
4件	教育・文化・スポーツ	学校に関すること・スポーツ施設・図書館・文化会館事業など	16件
4件	交通	道路改修・ETC・ライブパス・交通安全対策・通学路など	12件
0件	防災・防犯	防犯灯の設置・災害対策など	2件
6件	その他	生活改善・その他	6件

開催日	開催時間	行政連絡区	開催場所
6月14日(日)	10時00分～11時30分	北永井第3区	北永井第3区第1集会所
	13時00分～14時30分	上富第1区	上富第1区第1集会所
	15時30分～17時00分	藤久保第2区	藤久保第2区集会所
	18時00分～19時30分	上富第2区	農業センター
6月21日(日)	10時00分～11時30分	竹間沢第1区	竹間沢第1区第1集会所
	13時00分～14時30分	藤久保第1区	藤久保第1区集会所
	15時30分～17時00分	藤久保第5区	藤久保第5区第2集会所
	18時00分～19時30分	上富第3区	上富第3区第1集会所
6月28日(日)	10時00分～11時30分	北永井第2区	北永井第2区集会所
	13時00分～14時30分	藤久保第4区	藤久保第4区第1集会所
	15時30分～17時00分	北永井第1区	北永井第1区集会所
7月5日(日)	13時00分～14時30分	みよし台第1区	みよし台第1区集会所
	15時30分～17時00分	藤久保第6区	藤久保第6区集会所
	18時00分～19時30分	藤久保第3区	藤久保第3区第1集会所

町政へあなたのご意見を！

住民の皆さんの声を町政へ反映させるため、今年度もまちづくり懇話会を左記のとおり開催いたします。住民が主役となった協働のまちづくりに向け、まちの現状やこれからのまちづくりについて町長と一緒に気軽に話し合う機会です。ふるってご参加ください。申込みは不要です。

まちづくり懇話会の開催

総合政策室（内線421～423）
問い合わせ



▲昨年のまちづくり懇話会の様子

※なお、開催期間中に国政選挙が行われることになった場合は、一部日程について変更又は中止となる場合がありますので、予めご了承ください。